

第29号議案

「馬に乗ろう！お世話をしよう！～文京区と稲敷・龍ヶ崎市の子ども達を繋ぐ～」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024年5月16日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) NPO法人大江戸

住所 (所在地) 文京区春日1-9-27-302

代表者名 はしもと なおかず  
橋本直和

代表者連絡先 080-6538-2345 info@npo-ooedo.org  
(事務担当者) 橋本直和

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	馬に乗ろう！お世話をしよう！～文京区と稲敷・龍ヶ崎市の子ども達を繋ぐ～		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	参加者の皆さんに安心いただくこと。学校等に配布し広くお知らせすること		
実施期間	2024年 8月10日 から 2024年 8月10日 まで		(1日間)
実施場所	乗馬倶楽部 ヨシザワライディングファーム (稲敷市芳賀2412-1)		
事業内容	目的※	馬に乗ったり、お世話をすることを通して、文京区の子ども達を、ヨシザワライディング (茨城) の子ども達の交流をする。馬のお世話をすることで、動物への愛情を学ぶ。	
	内容	乗馬体験・5人チームになり馬のお世話に体験・乗馬日本代表の方の話を聞く	
	対象者	文京区の小学生と保護者 (参加予定人員: 40人)	
	参加費	子ども6000円 大人2500円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	子ども夢基金		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

# 事業計画書

1. 馬に乗ろう！お世話をしよう！～文京区と稲敷市の子ども達を繋ぐ～

2. 内容

馬をとうし「文京区」と「稲敷市」の子ども達の交流をはかる。

文京区からバスで竜ヶ崎の乗馬クラブに行き、日常では体験できない馬と過ごす1日

- ① 乗馬体験 & 馬のお世話
- ② オリンピアンの講演
- ③ 文京区と稲敷市の子の交流（お昼と一緒にカレーを食べる）

3. 日時 2024年8月10日（日）

（スケジュール）6時30分 シビックセンター集合・バスにて稲敷へ

午前中 乗馬

お昼 オリンピアンの講演&カレーパーティ

午後 馬のお世話

4. 実施場所 ヨシザワライディングファーム（茨城県稲敷市芳賀 2412-1）

5. 体制

- ① 主催・運営 NPO 法人大江戸
- ② 後援 子ども夢基金
- ③ 指導 オリジナル乗馬クラブ指導員
- ④ オリンピアン 吉澤 彩

6. 参加費

- ① 子ども 6000 円（馬具・昼・バス代こみ） ※長靴・ヘルメットは各自持参
- ② 大人 2500 円（乗馬代は含まないので、乗馬する場合は別途）  
※通常の乗馬料金：入会金 35,000 円 1 鞍 8,000 円 指導料・馬具レンタル料は別途

7. 参加申し込み方法

NPO 法人大江戸の HP ※先着順（定員になりしだい終了）

8. 告知方法

・チラシ・ホームページ（NPO 法人大江戸・スポーツエントリー）

9. 収支予算書 別紙

10. その他

・感染拡大防止に注意して開催する

以上

## 事業予算書

事業名 馬に乗ろう！お世話をしよう！～文京区と稲敷・龍ヶ崎市の子ども達を繋ぐ～

団体名 NPO法人大江戸

収 入	単 位 : 円	支	単 位 : 円
こども夢基金	447,000	ヨシザワの指導費 1 日	70,000
参加費		指導費 10,000 3人	30,000
・子ども 6000円 20人	120,000	協力者 5,000 4人	20,000
・大人 2500円 10人	25,000		
飲食費 1000円 10人	10,000	広告費	
※茨城の子の分		・HP更新費	50,000
※文京区の子の分は参加費にこみ		・チラシ 文京区版 11000枚	50,000
		・チラシ 茨城版 2000枚	30,000
		・ポスター 20枚	40,000
		・横断幕 1個	30,000
		飲食費 1,500 50人	75,000
		※文京区参加者 30人	
		※茨城参加者 10人	
		※スタッフ 10人	
		システム手数料他	30,000
		バス代	160,000
		その他	17,000
計	602,000	計	602,000

年 月 日

(備 考)

# 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大江戸という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区春日1丁目9番27-302号とする

### (目的)

第3条 この法人は、スポーツの振興を図り少子高齢社会が進む中、スポーツを通して若年層との交流や対話する機会が減少している現状を多少でも打破する場を設け、身体を動かす事による健康維持の普及を狙い両者の一致する場面の展開をしていきます。大学、企業とのネットワークを通じて産学連携のシステムを構築します。又まちおこしに関する調査研究、イベントの開催など啓発事業活性化に貢献もしていきます。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) スポーツ、学術、芸術、文化の振興を図る活動
- (2) 街づくりの推進を図り環境を整える活動
- (3) 大学との連携を図る
- (4) 子供たちの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) ランニングイベントの開催
- (2) スポーツに関するセミナー講習会の開催
- (3) まちおこしに関する調査研究、イベント、広報活動
- (4) 地域美化、景観に関して研究
- (5) 健康促進に関して調査研究
- (6) 大学と連携を取って産学連携をする

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、全項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を附した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そうの宣言を受け、又は会員である団体の消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	橋本 直和
理事	雨倉 源一
理事	海老澤 敬子
理事	国崎 一平
監事	渡辺 久雄

- (1) 理事3人以上5人以内  
(2) 監事1人以上2人以内  
2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。  
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。  
4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。  
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、

この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

## (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

## (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議



## (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

## (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

## (総会の機能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告書及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務所の組織及び運営
- (9) その他の運営に関する重要事項

## (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に挙げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上からから会議の目的を記載した書類により召集請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて召集するとき。

## (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときにはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## **(総会の議長)**

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

## **(総会の定足数)**

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

## **(総会の議決)**

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## **(総会での表決権等)**

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## **(総会の議事録)**

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決委任者又は表決委任者ある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## **(理事会の構成)**

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

## (理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に挙げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

## (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

## (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名

しなければならない。

## 第5章 資産

### (構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

## (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

## (会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

## (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

## (暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## (予備費)

第46条 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

## (予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をえなければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

## 第9章 事務局

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

### (組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第10章 雑則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人 団体) 1000円

賛助会員 (個人 団体) 1000円

(2) 年会費 正会員(個人 団体) 1000円 (一口以上)

賛助会員 (個人 団体) 1000円 (一口以上)

団体名 特定非営利活動法人大江戸

団体住所 文京区春日 1-9-27-302

代表理事

氏名 橋本直和

理事

氏名 海老澤敬子

理事

氏名 長嶋文隆

監事

氏名 鈴木康支



## 過去の事業実績

(文の京12時間リレー・3時間マラソン)

### 1. 参加者

第1回	2009年10月 3日～ 4日	163人参加
第2回	2010年 9月25日～26日	700人参加
第3回	2011年10月16日～17日	1000人参加
第4回	2012年10月20日～21日	1000人参加
第5回	2013年10月19日～20日	1000人参加
第6回	2014年10月11日～12日	1000人参加
第7回	2015年10月24日～25日	1000人参加
第8回	2016年10月22日～23日	700人参加
第9回	2017年10月28日～29日	600人参加
第10回	2018年10月20日～21日	700人参加
第1.1回	2019年10月18日～19日	600人参加
第1.2回	2020年10月17日	500人参加
第1.3回	2021年11月6日	500人参加
第1.4回	2022年11月5日	500人参加
第1.5回	2023年10月28日～29日	700人参加

※第1.2回～1.4回はコロナ禍で20キロ駅伝に縮小

### 2. 実施場所 (全体会同様)

文京スポーツセンター&教育の森とその周辺

### 3. 運営内容 (全体会同様)

種目・個人種目：3時間マラソン

・団体種目：12時間リレー (2人以上10人以下)

運営方法：NPO法人大江戸とボランティアの方々に連動して運営

(かけっこ倶楽部)

### 1. 定番。かけっこ倶楽部

- ・毎月1回開催、小学生対象の走り方教室開催  
(2010年11月から開催)
- ・場所 文京区立音羽中学校
- ・人数 100名/回
- ・初回に計測を行い、ベル別にクラス分けし指導
- ・中央大学・東洋大学他と連動し大学生ボランティア活用

(体育塾)

### 1. 体育塾

- ・週2回開催、小学生対象にマット運動、跳び箱、縄跳びなどに指導を実施
- ・窪町小学校及び湯島小学校 (2018年から) で開催
- ・人数 40名
- ・スポーツ広場運営の西園先生が指導

2. 鉄棒が苦手な子のための体育塾 (2017・2018年で終了)

- ・週1回
- ・運動が苦手なこのため少人数指導での縄跳びを指導
- ・文化シャッターで開催
- ・人数 7名/回
- ・スポーツ広場運営の西園先生が指導

(乗馬) (コロナ禍で、バス移動がある為、現在中止中)

1. 夏休み企画で親子で行く乗馬教室を開催

- ・千葉のオリンピック乗馬教室とタイアップで実施
- ・3回で乗馬5級を習得
- ・1回20人で2回、合計40人

(上野の森マラソン)

2014年から上野公園にて1000人規模もマラソン大会を開催  
上野動物園にも協力いただき、動物園内を一部コースとして使用 (徒歩)

文京区と稲敷・竜ヶ崎市の子どもたちをつなぐ

# 馬に乗ろう！ お世話をしよう！

「子どもゆめ基金助成活動」

体験の風をおこそう



文京区とヨシザワライディングファームがある茨城県稲敷市・竜ヶ崎市の子ども達の交流や馬との関りを通して子ども達の成長を促すことを目的とします。動物園の乗馬体験のように「乗っておしまい」ではなく、馬房の掃除・乗る前の準備・乗ったあとの馬のお世話・餌やりといった、馬との関りにおける一連の活動を子ども達自身が協力して行うことで、他者を思いやる気持ちや社会性を身につけることを狙いとしています。

- 文京区(東京都)と茨城県の子ども達に非日常体験を共有し交流を図る
- 馬の鼓動に触れ、体感し、馬房掃除・餌付け実習を通し癒し効果を得る

## 開催概要

### 日程

2024年8月10日(土) ※雨天決行となります。  
※返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 参加費

文京区小中学生1名につき 6,000 円  
付き添い父兄・大人1名につき 2,500 円(騎乗の場合 ¥6,000)  
(バス代 / 騎乗体験料 / 昼食 / 消費税含む)

### 定員

※写真撮影行いますが子供ゆめ基金業務以外には使用いたしません。

30名(文京区の小中学生20名と父兄10名)  
稲敷・竜ヶ崎の小中学生10名を含め…合計40名

### 会場

乗馬クラブ・ヨシザワライディングファーム  
稲敷市羽賀 2412-1 TEL.029-892-7321

### ※参加費

お申し込み用ヘルメット・ウェア等 別途お申し込みください。

## スケジュール

6:30	文京区参加者 文京シビックセンター前で集合、出発
8:00	ヨシザワライディングファーム到着 茨城県参加者集合
8:10	開会式 オリエンテーション
8:30	乗馬体験(身長130cm 未満はポニー騎乗)
	昼食
12:00	稲敷市・竜ヶ崎市と文京区の子どもで オリンピック強化指定選手吉澤さんを囲いながら みんなで作る触れ合いカレーパーティー
13:30	馬のお世話(エサやりブラッシング)
14:30	閉会式
15:00	貸し切りバス出発、茨城県参加者解散
16:15	文京区参加者 文京シビックセンター到着、解散

### 申込方法

NPO 法人大江戸内の専用ページにて、必要事項をご記入のうえ  
お申し込みください。 詳しくは <http://npo-ocedo.org>

NPO法人大江戸

検索

6月22日(土)10時より  
受付開始

2024 年 5 月 16 日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所 (所在地) 文京区春日 1-9-27-302

申請者 (申請団体) NPO 法人大江戸

代表者名 橋本 直和



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会  
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為  
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を  
取消されることを了解しています。